

社会医学系専門医・指導医の更新ルールについて

1. 更新の基本的な考え方

専門医・指導医の更新にあたっては、5年間で中断無く継続して、社会医学系の専門的な活動を行い、自らの能力・技術の研鑽及び社会医学系分野の発展への貢献に励んでいることを基本的な要件とし、

- 社会医学系分野での勤務実績の申告
- 社会医学系分野での活動実績の申告
- 社会医学系分野に関連する講習の受講〈単位(クレジット)制〉
- 社会医学系分野に関連する学会・団体活動の実績等の証明
〈単位(クレジット)制〉

をもって行う。

社会医学系分野での活動実績については、5年間で、後の項で示す6項目の活動のうち、2項目以上での活動実績を必須とする。

講習の受講については、社会医学系分野に関する最新の知識や技術等の取得を目指し、継続的に能力の向上を図ることを目的とするもので、講習会等の1受講を1単位(クレジット)として、後の項で示す必須受講項目及び選択受講項目と合わせ、5年間で10単位以上の取得を必須とする。ただし、上記の講習の受講において、指導医については協会指定の指導医講習会の受講(5年間で2回以上)が必要である。なお、経過措置専門医については基本プログラム(49単位)の履修も必要とする。また、基本プログラムの一部の科目の受講は経過措置指導医にも望まれるが、必須ではない。

学会・団体活動の実績等については、学会の年次総会等へ参加しての発表や講演、学会誌等への論文掲載など、社会医学系分野における能動的な貢献を評価することを目的とするもので、5年間で、協会の構成学会の年次総会等に3回以上参加するものとし、そのうち、鍵となる協会構成学会等の年次総会には2回以上の参加を必須とするとともに、後の項で示す学会・団体活動等について10単位以上の取得を必須とする。

なお、社会医学系の専門的活動を認定期間に継続していることが更新の前提となる。また、更新にあたっては、5年間で中断無く継続して一般社団法人社会医学系専門医協会(以下「協会」)の年間登録料を納めて登録を維持していること及び協会の構成学会の会員であることを前提とする。

2. 更新に係る申請と評価項目

認定の更新にあたっては、以下の①から⑤が必要となる。

- ①認定更新申請 (⇒申請には提出が必要)
- ②社会医学系分野での勤務実績
認定の更新は、5年間継続して社会医学系の活動を行っていることが前提となるので、その基礎資料となる。
- ③社会医学系分野での活動実績
5項目のうち、2項目以上の5年間継続的活動が必要
- ④社会医学系分野に関連する講習の受講
5年間で必須講習を含めて10単位以上の受講が必要。
- ⑤社会医学系分野に関連する学会・団体活動の実績等
5年間で10単位以上の受講が必要。

以下に、①から⑤について説明する。

①認定更新申請

第1号様式に従い、「社会医学系専門医・指導医認定更新申請書」を記載する。

②社会医学系分野での勤務実績

第2号様式に従い、「勤務実績の自己申告」の記載(ワープロ可)をすること。なお、申告が実態と一致しているか否かについて勤務実態を検証することがあるので、留意のこと。

③社会医学系分野での活動実績

第3号様式に沿って、5年間の期間中について、社会医学系分野での下記の(1)～(6)の6項目の活動の有無とその概要を記載すること。

社会医学系の専門的活動を認定期間に継続していることが更新の前提となり、6項目のうち、少なくとも2項目での5年間の継続的な活動(別途規則に沿って病欠、産休などの例外は認める)を必須とする。

(1)教育・研究活動

(大学等での教育活動)

大学や専門学校等での人材育成や講義。担当授業科目名や授業時間、市民公開講座や各種の研修会・学会・研究会等の教育講演等の講師歴など

(研究活動)

研究テーマ、研究報告書の概要、研究資金獲得状況など

(2)産業保健活動

担当事業所名、作業環境管理・作業管理・健康管理、労働衛生教育・統括管理の実績など

(3) 行政関連活動

担当行政分野名、行政機関主催の会議やイベント出席、行政機関設置の委員会や検討会等での委員歴など

(4) 医療管理関連活動

医療管理・病院管理、医療情報システム開発や運用管理、医療安全管理に係る実績など

(5) 災害時・健康危機管理対応

災害被災地での活動内容、防災訓練への参加、感染症のアウトブレイクや食中毒への対応など

(6) 社会医学系専門医制度における専攻医の専門研修及び制度発展に係る実績
(専攻医の研修への参画)

専攻医の担当指導医の実績、専門研修プログラムの連携施設・協力施設での研修協力、専門研修プログラム管理委員会の委員など

(社会医学系専門医協会活動への参画)

協会主催講習会(基本プログラム、指導医講習会等)の講師、協会設置の委員会委員としての活動、理事としての活動など

④社会医学系分野に関連する講習の受講

講習の受講は、社会医学系分野に関する最新の知識や技術等の取得を目指し、継続的に能力の向上を図ることを目的とするものである。講習会等の1コマ(約1~2時間)1受講を1単位(クレジット)として、下記の必須受講項目及び選択受講項目と合わせ、5年間で10単位以上の取得を必須とする。

(※下記の⑤の10単位とは独立して、別途④の10単位が必要であることに留意すること。)

(1) 必須受講項目

(倫理・安全等)

医師として必要な知識や態度(人間性や社会性を含む)を扱う講習のうち、「医療倫理」「感染対策」「医療安全」の3項目は5年間に受講を必修とする。(臨床系専門医制度で「共通講習」として位置づけられているものでも可。受講においてはeラーニングや施設内講習なども認める。)

(指導医講習会)

指導医の更新に関しては、協会または構成学会・団体が主催「指導医講習会」の5年間で2回以上の受講を必須とする。毎年1回の受講を推奨する。(指導医講習会に専門医が参加した際には、選択受講科目としてカウントする。)

(2) 選択受講項目

選択受講項目は、協会加盟の学会及び団体が指定する研修会、講習会、セミ

ナ一、年次総会時の教育講演等の受講とする。

また、対象となる研修会等の一覧は、協会加盟の学会や団体の HP で確認できるようにする予定。(協会の HP から、協会加盟の学会や団体の HP にリンクをはる予定。)協会が共催する e ラーニングの受講も含む。

なお、受講証明書(コピー可)を第 4 号様式に貼付して、提出すること。

⑤社会医学系分野に関連する学会・団体活動の実績等

学会・団体活動の実績等は、学会の年次総会等へ参加しての発表や講演、学会誌等への論文掲載など、社会医学系分野における能動的な貢献を評価することを目的とするもので、学会等への参加を必須とし、下記に示すものの参加や発表などについて、5 年間で 10 単位以上の取得を必須とする。

(※上記の④の 10 単位とは独立して、別途⑤の 10 単位が必要であることに留意すること。)

(1)学会等への参加(必須事項)

5 年間で、協会の構成学会の年次総会や構成団体の研究協議会等に 3 回以上参加するものとし、そのうち、鍵となる協会構成学会の年次総会には 2 回以上の参加を必須とする。

なお、協会の構成学会の年次総会や構成団体の研究協議会等には、行政機関の主催する全国会議等も含む。

(2)学会・団体活動等の実績の単位(クレジット)

鍵となる協会の構成学会の年次総会への参加	1 回につき 2 単位
協会の構成団体の研究協議会等への参加	1 回につき 1 単位
鍵でない協会の構成学会の年次総会への参加	1 回につき 1 単位
協会の構成学会の論文筆頭著者	1 件につき 3 単位
協会の構成学会の論文共同著者	1 件につき 1 単位
協会の構成学会の年次総会特別講演・教育講演等	1 回につき 1 単位
協会の構成学会の年次総会シンポジスト・座長	1 回につき 1 単位
協会の構成学会の年次総会一般演題筆頭演者	1 回につき 1 単位
協会の構成学会の年次総会一般演題共同演者	1 回につき 0.5 単位
協会の構成学会や団体の役員、委員会委員等	1 年につき 1 単位
行政機関設置の審議会、検討会等の委員等	1 年につき 2 単位
行政機関主催の会議等への、説明担当等の役割を有する参加	1 回につき 1 単位
社会医学系の論文筆頭著者	1 件につき 1 単位
社会医学系の論文共同著者	1 件につき 0.5 単位

学会総会等の受講証明書(コピー可)を第5号様式に貼付して、提出すること。

なお、学会発表や論文などについては、申請書とともに、抄録や論文等のコピーの添付が望ましい。また、役員や委員等については、委嘱状や委員会名簿などのコピーの添付が望ましい。(以上、コピーとあるのはスキャンしてデジタル化したものを想定)